

病気休職にかかる休職期間の特例について（案）

1. 概 要

公務災害による傷病に起因する疑いのある疾病により病気休職となり、公務災害の認定申請を行う場合、審査・認定に相当の期間を要し、休職期間が長引く場合は、公務災害の認定前に休職期間が満了することも想定される。そのため、特に必要と認める場合に限り、休職期間の上限の延長が可能となる特例を設ける。

2. 改正内容

(1) 休職の事由（対象者）

公務上の負傷又は疾病^(※)に起因する蓋然性を有する疾病により療養を要し、かつ、当該疾病にかかる公務災害認定に関する決定等がある前に、休職期間の上限を超えることが見込まれ、任命権者が休職期間を延長すべきと特に認める場合

(※) 地方公務員災害補償法に基づき、公務上の災害として認定された負傷又は疾病のこと

(2) 休職の期間

任命権者が特に必要と認める期間。ただし、当該疾病にかかる公務災害認定に関する決定等があった場合は、休職期間の延長を打ち切る。

3. 改正時期

令和6年4月1日